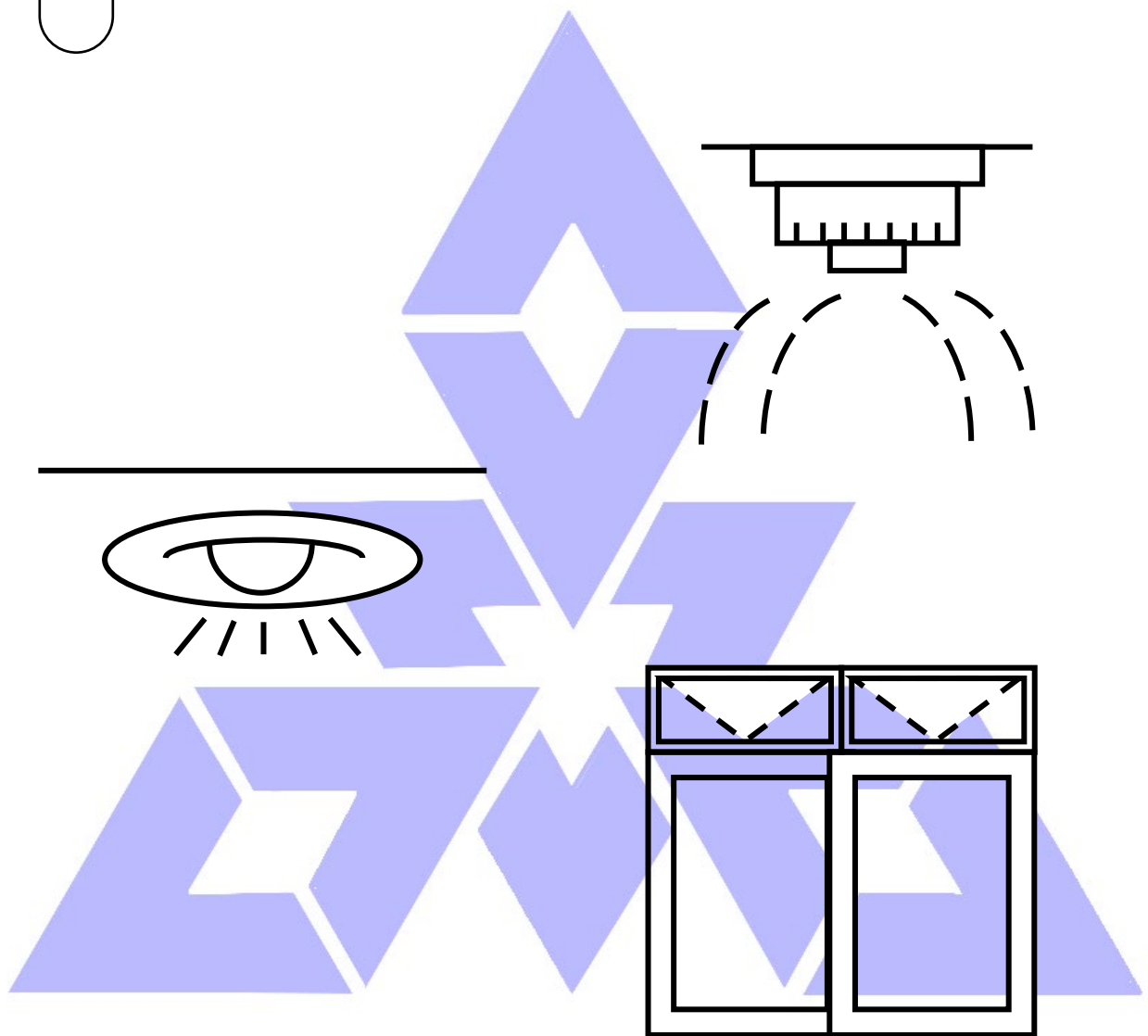


安全計画書届出の手引き (建築基準法第90条の3)



〈問い合わせ先〉

福岡市 住宅都市みどり局 建築指導部 監察指導課 監察第1係
住所：福岡市中央区天神1丁目8番1号
電話：092-711-4719

1 届出の対象となる建築物

安全計画の届出が必要な建築物は、建築基準法施行令 第 147 条の 2 に定められており、不特定多数の方が利用する大規模な建築物が対象となっています。

なお、工事範囲が当該用途以外の部分である場合でも、届出は必要となります。

◇対象となる建築物一覧

	政令で定める用途	規模
1	百貨店、マーケットその他物品販売業を営む店舗（床面積 10 ㎡超）、展示場	3 階以上又は地階において左記用途に供する部分の合計 1,500 ㎡超
2	病院、有床の診療所、児童福祉施設等	5 階以上において左記用途に供する部分の合計 1,500 ㎡超
3	劇場、映画館、観覧場、公会堂、集会場、ホテル、旅館、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店、同表 1・2 に掲げる用途	5 階以上又は地階において左記用途に供する部分の合計 2,000 ㎡超
4	地下の工作物（地下街等）	居室の床面積の合計 1,500 ㎡超

◇床面積算定の考え方

	対象	対象外
1	●3階以上の合計又は地階の合計が1,500㎡を超えている	●3階以上の合計又は地階の合計が1,500㎡を超えていない
2	●5階以上の合計が1,500㎡を超えている	●5階以上の合計が1,500㎡を超えていない。
3	●5階以上の合計が2,000㎡を超えている	●5階以上の階と地階に対象の用途がない
ハッチの部分が政令で定めるであり、面積算定の部分である		

2 届出の対象となる工事

営業等を行いながら工事を行うことで、その工事に伴って、次の避難施設等の機能に支障が生じる場合に届出が必要となります。

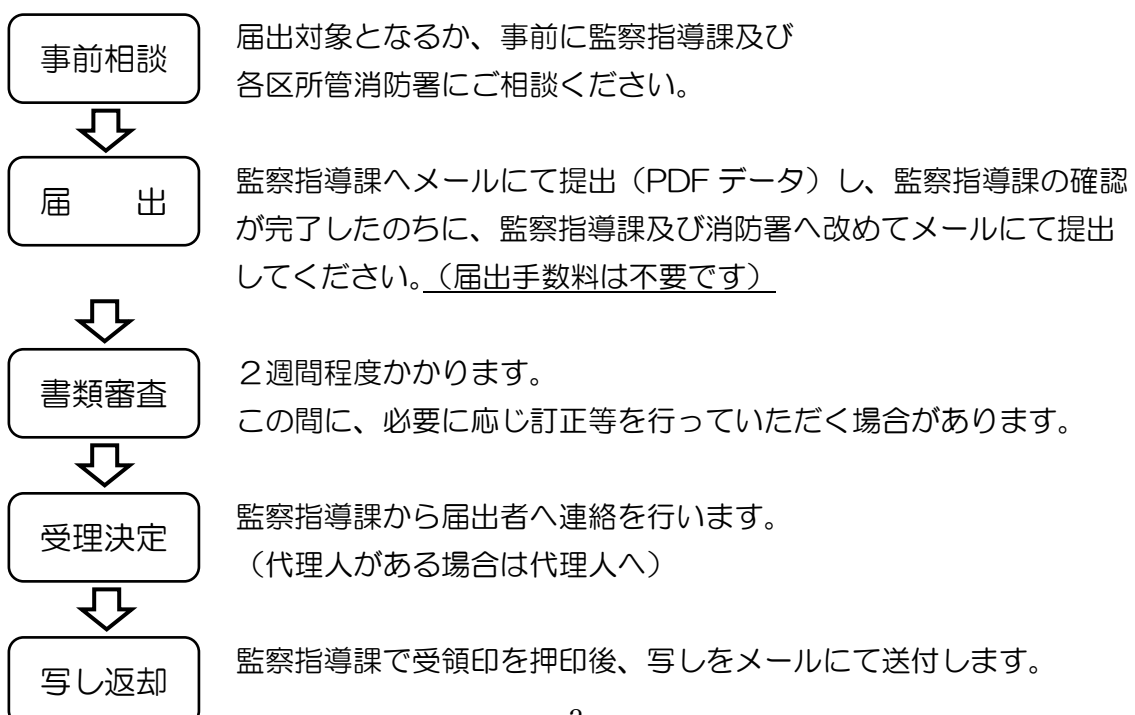
避難施設等の範囲については、建築基準法施行令 第 13 条に定められています。

1. 避難階以外の階にあっては居室から直通階段に、避難階にあっては階段又は居室から屋外への出口に通ずる出入口及びその他の通路
2. 客席から出口の戸、直通階段、バルコニー、屋外通路等、屋外への出口及び屋上広場
3. 地下街の各構えが接する地下道及び地下道への出入口
4. スプリンクラー設備、水噴霧消火設備又は泡消火設備で自動式のもの
5. 排煙設備
6. 非常用の照明装置
7. 非常用の昇降機
8. 防火区画

また、工事の種類や方法により届出が不要の場合もありますので、届出をする前に相談してください。（建築基準法施行令 第 13 条の2）

3 届出までの流れ

届出の審査には時間がかかります。工事着手の **2 週間前までに** 監察指導課に提出してください。



4 必要書類と注意点

図書及び図面	注意事項等
☐ 安全上の措置等に関する計画書 (第1面・第2面) ☐ 安全計画書(工事計画書)	☐ 安全計画書(工事計画書)については、図面を確認しなくても工事内容等が判断できるよう分かりやすく記入してください。 ☐ 工事時間、資材搬出入時間、営業時間等を記入してください。
☐ 付近見取図	
☐ 配置図	
☐ 工程表	
☐ 平面図	☐ 各階平面図 ☐ 工事範囲が分かるもの。 ☐ 仮囲いの位置・仕様、各種防災設備(非常用照明・排煙設備・スプリンクラー設備等)の位置・警戒範囲が分かるもの。
☐ 工事搬入ルートを示す図	☐ 各階平面図等に記載しても構いません。 ☐ 使用者と工事動線は、原則交錯しないようにしてください。
☐ その他安全を確認するうえで 特定行政庁が必要と認めるもの	☐ 工事の内容に応じて必要な図書がある場合があります。 (例：内装工事前後の図面)

5 関係法令

- ・建築基準法 第90条の3
- ・建築基準法施行令 第13条
- ・建築基準法施行令 第13条の2
- ・建築基準法施行令 第147条の2
- ・建築基準法施行規則 第11条の2